

岩国市図書館条例 (平成18年12月27日条例第333号)

最終改正:令和4年3月24日条例第13号

改正内容:令和4年3月24日条例第13号 [令和4年7月19日]

○岩国市図書館条例

平成18年12月27日条例第333号

改正

令和2年6月29日条例第36号

令和4年3月24日条例第13号

岩国市図書館条例

岩国市図書館条例(平成18年条例第269号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、市民の自発的な学習や地域活動を支援し、暮らしに役立ち、文化の創造に資することを目的として、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩国市中央図書館	岩国市南岩国町四丁目52番1号

2 岩国市中央図書館に分館を置く。

3 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩国市岩国図書館	岩国市岩国二丁目17番17号
岩国市由宇図書館	岩国市由宇町中央一丁目1番15号
岩国市周東図書館	岩国市周東町下久原1201番地1
岩国市玖珂図書館	岩国市玖珂町4933番地2
岩国市錦図書館	岩国市錦町広瀬6487番地4
岩国市美和図書館	岩国市美和町洪前1751番地

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。**附 則**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日条例第36号)

この条例は、令和2年10月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第13号)

この条例は、令和4年7月19日から施行する。